

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費

令和元年10月1日より消費税率(国・地方)が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その用途を明確化し、社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

令和5年度涌谷町一般会計決算における社会保障施策経費への充当状況については、下記のとおりです。

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)	212,270	千円
(歳出) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費	2,709,832	千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】					単位:千円					
項目	予算科目				特定財源				一般財源	
	款	項	目	令和5年度 決算	国庫支出金	県支出金	町債	その他	引上げ分の 地方消費税	その他
社会福祉	民生費	社会福祉費	社会福祉総務費	520,904	266,140	65,167	0	8,579	25,980	155,038
			国民年金事務費	89	89	0	0	0	0	0
			老人福祉費	691,751	15,419	9,725	0	16,343	93,326	556,938
			障害者福祉費	491,506	208,790	120,462	0	1,119	23,126	138,009
		児童福祉費	児童福祉総務費	523,947	265,658	94,652	0	16,252	21,153	126,232
			母子・父子福祉費	2,536	0	1,171	0	250	160	955
			児童館費	0	0	0	0	0	0	0
			児童福祉施設費	45,373	10,456	10,456	0	5,000	2,793	16,668
			保育所費	151,813	4,463	2,213	0	6,805	19,853	118,479
		災害救助費	災害救助費	650	0	0	0	0	0	650
小計①				2,428,569	771,015	303,846	0	54,348	186,391	1,112,969
社会保険	民生費	社会福祉費	老人福祉費	0	0	0	0	0	0	0
小計②				0	0	0	0	0	0	0
保健衛生	衛生費	保健衛生費	保健衛生総務費	139,065	6,410	2,156	0	13,264	16,826	100,409
			予防費	91,746	71,198	0	0	600	2,863	17,085
			環境衛生費	22,911	804	0	0	1,405	2,971	17,731
			疾病予防対策事業費	27,541	58	714	0	4,982	3,219	18,568
小計③				281,263	78,470	2,870	0	20,251	25,879	153,793
合計①+②+③				2,709,832	849,485	306,716	0	74,599	212,270	1,266,762

※1社会保険の部分については、国民健康保険・介護保険・年金など。それぞれ、社会福祉総務費、老人福祉費に含まれます。

※2保育所費については、こども園経費に含まれる幼稚園分の経費を除いた金額となっており、当初予算書の金額と一致しません。